

令和4年度 第32回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和5年3月16日(木) 午後1時30分～午後2時14分

2 開催場所 あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 11人

3番 前田 由記夫委員 4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員

6番 米田 隆至委員 7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員

9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員

13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 3人

1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 12番 原田 昌二委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 11人

6 現地調査委員

農業委員 米田 利秋委員 西村 繁 委員

推進委員 山野 小百合委員

7 議事日程

日程第1 議案第155号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第156号 非農地証明申請について

日程第3 議案第157号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第158号 朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準の廃止
について

日程第5 議案第159号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

日程第6 議案第160号 遊休農地の非農地判断について

8 事務局職員

事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 農地農政係長 森本 礼子

主事 田中 美幸

9 農林振興課職員

主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第32回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付いたしております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 会長、ありがとうございます。

それでは、ここからは、会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思えます。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第32回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4「議事録署名人の指名について」ですが、7番の米田利秋委員と8番の西村繁委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第155号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位294番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、届出番号294番の説明をさせていただきます。

この農地につきましては、羽瀧地区からフレッシュあさごに向かいます線路から西の農道ですが、その途中でございます。この土地につきましては、現在譲受人が全て管理をいたしておりますが、この譲渡人は兄弟でございまして、このたび無償譲渡により所有権を移転し、今後も管理をしていくということでございます。譲受人につきましては、現在約34ヘクタールの水稻を作付されておまして、譲り受けられても十分管理できるというように思っておりますし、現在がそうでございますので問題ないと思えます。よろしくご審議ください。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位295番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明申し上げます。

案内図をご覧ください。295でございますが、簡単に申し上げますと、物部の公民館の真正面というようにご理解をいただきたいと思えます。県道のそばにありまして、東側にそういうところが見えますので、ご理解をお願いいたします。

この本件の土地につきましては、面積が12平方メートルということで非常に少ないんです。ありますが、この土地につきましては、●●さんが●●さんからこの12平方メートルの当該地を譲り受けて、ただ、農業用地ではなくて、自分の持っている、隣接している畑に進入路がないということで、将来的に管理していく上で必要だということから、当該地を3条申請によって取得したいという考えのようでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○石原会長 受付順位294番及び295番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田利秋委員のほうから補足説明ございますか。

○米田（利）委員 失礼します。現地調査につきましては、3月3日金曜日の午後1時半から、西村委員、山野委員、私と、それから事務局、藤原さん、田中さんの5人で巡回をさせていただきました。

先ほど地元委員の説明がございましたとおり、特に問題はございませんでしたので、ご報告申し上げます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位294番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位295番について採決を行います。

賛成の方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第156号、非農地証明申請について」を上程いたします。
事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位296番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。

この296番につきましては、先ほど申し上げました295番の申請地とほぼ隣接しているような状況下にあるということで、物部公民館の前にあるというふうにご理解をお願い申し上げます。

この非農地証明の交付を申請されております●●さんにつきましては、現在西宮のほうにお住まいであります。この建っております住宅につきましては、もう長い間空き家で経過したわけではあります。空き家バンクに登録をされまして、このたび物部にお住まいの方のご息がここを取得されてお住まいになるというふう聞いておるところでございます。それはさておきまして、この土地につきましては、昭和38年に先代の●●さん、父親のほうがお建てになったということも私は記憶をしておるところではあります。今回、空き家を次にお住まいになる方に手続をする上で、やはり土地の整理をきちっとしなくてはならないということから、今回、宅地になっておりますところを非農地証明の交付を改めてお願いをしたいという申出があったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○石原会長 受付順位296番につきまして、ただいま地元委員のほうから提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田利秋委員のほうから補足説明ございますか。

○米田（利）委員 現地調査委員のほうから報告させていただきます。

同じ場所でありまして、今地元委員が申されましたとおり、特に問題は認めませんでした。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問ございますか。

特にないようですので、受付順位296番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第157号「農用地利用集積の計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第157号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、農用地利用集積計画の概要について、議案書の5ページ目をご覧ください。

まず、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明いたします。区分といたしまして、利用権を設定する農用地の田につきましては、面積4,111平方メートル、筆数で5筆、計で4,111平方メートル、筆数が5筆。それから、利用権の設定を受ける戸数といたしまして4戸、利用権を設定する戸数で同じく4戸。

次に、設定する利用権の概要について説明いたします。利用権の内容といたしまして、使用貸借権が5筆、4,111平方メートル、賃貸借権はどちらもゼロとなっております。

利用権の終期に移ります。令和6年3月末、1筆、1,182平方メートル、令和8年3月末が3筆で2,450平方メートル、令和10年3月末が1筆、479平方メートルとなっております。

次のページに行っていただきますと、利用権の設定を受ける者及び設定する者のそれぞれの一覧をつけさせていただいております。また一度ご確認いただけたらと思います。

また、7ページ目及び8ページ目につきましては、7ページ目は耕作者のほうを、8ページ目は地権者のほうをそれぞれ記載させていただいておりますので、またご確認いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

○石原会長 担当課のほうから説明がございました。

この件につきまして、ご意見なりご質問ございませんか。

特にないようですので、議案第157号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第158号、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準の廃止について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第158号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼します。お手元の議案資料10ページをご覧ください。こちら、告示ですけれども、下限面積廃止に伴う空き家に付随する農地の別段面積取扱基準を廃止する告示を、令和5年4月1日から施行する考えです。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○石原会長 これは、農地法に関連する法律、国のほうが変わったということで、朝来市が制定していた別段面積の基準は必要なくなったというものです。

皆さんのほうから、この件につきましてご意見なりご質問ございますか。

特にないようですので、議案第158号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第159号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 この件につきましては、農政委員会で鋭意協議検討をいただきました。取りまとめ等につきましては、農政委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

それでは、提案理由の説明を、農政委員会の米田利秋委員長に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。先ほど会長のほうから説明がございましたように、農政委員会のほうで若干検討させていただきましたけれども、中身につきましてはほとんど上から下りてきたとおりの文書で、内容をそれぞれ変えておりますけれども、第1に、基本的な考え方の部分で斜線の部分がありますけれども、要は地域計画を立てなさいというようなことになっておりまして、具体的な方策は決めてくださいということになっております。

それから、3項ありまして、そのうちの第2項、これは具体的な目標とか推進方法、そういうものをやってください。この通知につきましては、若干委員の中から指摘もございまして、農業センサスを使った数字に置き換えておりまして、若干変わったところがご

ざいます。面積もどんどん変わってきますので、その辺りにつきましては、今後、地域計画の中で行こうと思っております。

最後になりましたけれども、詳しい説明はまた後ほど事務局からしていただくことにして、16ページの第3、これは新たに加わったということで、地域計画の目標を達成するための役割というようなことで、それぞれ項目が上がっておりますけれども、こういったことに基づきまして、今回農業委員会が中心となってこれを推し進めていくと。期間につきましては、2年間、こういう計画になっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○石原会長 どうもありがとうございました。

この件につきまして、補足説明を事務局のほうに求めます。

○事務局 失礼いたします。この農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてですが、本日、当日配付資料として、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定についてということで、令和4年12月27日付、近畿農政局の農地政策推進課長から各府県の農業委員会担当課長宛てに通知のほうがございました。

この指針につきましては、農地の集積に関わる目標、遊休農地の解消に関わる目標、新規参入の促進に関する目標ということで、数値を以前から農業委員会で設定いたしまして、この一部改正ということで、昨年3月総会に農政委員会で協議いただいた案でご審議いただき、改正を行いました。

先ほど申しました当日配付資料として、その近畿農政局の通達文でございますが、真ん中辺りに下線が引いてございます。既に最適化指針を定めている農業委員会であっても、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため、改正農業委員会法第7条の規定に基づき、施行後速やかに最適化指針の修正が必要となりますということでございました。

これにつきまして、当初、4月1日以降に改正したらよいと考えていたわけですがけれども、県に確認しましたら、その4月1日、施行日までに各農業委員会はこの改正法が網羅した指針の策定をしておかなければならないということを知りまして、先月、農政委員会の皆様に協議いただきまして、改定する内容の案をご協議いただきました。その改正農業委員会法第7条の規定といいますのは、この裏面にございまして、農業委員会は次に掲げる事項について指針を定めなければならないというようになっております。この指針につきましては、第7条の条文の内容を反映した指針を3月の末までにつくらなければならない

いということで、時間的に大変少なかったわけですけど、国の指針の参考例、それを基に今回改正をさせていただくということにさせていただいております。

内容につきましては、このひな形をそのまま使わせていただきまして、昨年3月に改正した分から、今回改正したところにつきましては下線部で変更をさせていただくということになっております。先ほど米田委員長のほうからご報告がありましたけれども、昨年3月につくりました指針につきましては、数字的に、例えば農地面積につきましては2,000ヘクタールということで、これは農地台帳の面積を使っておりました。しかしながら、これから、令和4年度から当該年度の目標設定ということでさせていただいております数値につきましては、県の指導で国や県の公定資料を使いなさいということで、1,720ヘクタールの面積を使わせていただいております。この目標の設定につきましても、毎年設定いたします各農業委員会の目標設定をそのまま使うように策定いただいております。当初の設定につきましては、今年度の7月に皆様にお示しさせていただきました令和4年度の目標設定の数字を使わせていただいております。全県下的に、最終年度といえますか、目標年度につきましては令和8年度ということになっておりますので、それに合わせて今回変更をさせていただいております。

これまでも指針のほう、設定していたわけなんですけれども、今回の指針からは目標設定を公表する、実績を公表する、また、その実績を農業委員会それぞれで評価するということが決まっておりますので、この指針につきましては、途中、皆様のほうで実績などを協議いただきまして、それぞれまた新たな目標設定する、目標設定に届かない場合はなぜ届かなかったかという、そういった業務評価をするということになっておりますので、そういった内容を今回この指針の改正案の中で入れさせていただいております。

また、国からも、この目標設定は随時農業委員会で協議していただいて訂正したらよいという通知文をいただいておりますので、そういったことを考えながら、途中途中でまた皆様に協議いただきまして、改正していただきたいと思っておりますけれども、今回につきましてはちょっと時間的な余裕もなく、国の標準のそういった指針の案をそのまま使わせていただきまして、作成案とさせていただいております。以上でございます。

○石原会長 今、説明等がございましたけど、皆さんのほうからご質問等ございますか。

国のほうから今年度中に具体的につくれというようなことで、今日の資料に載ってますけど、そういうことで作成したという経過でありますけども、どうですか。面積等は現実に近い数字にということ意識されて設定されておられるようすし、結構難しい目標だ

け上がって、何か新規参入の目標なんか、あんまり我々にとってどうかというようなことも実はありますけれども、国が指定された要綱ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。特にございませぬか。

特にないようですので、それでは、ただいま提案しました議案第159号につきまして採決を行います。

賛成の方、挙手をお願ひしたいと思ひます。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第6「議案第160号、遊休農地の非農地判断について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第160号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。事務局からご説明させていただきます。令和4年8月から9月にかけて、利用状況調査と併せまして委員の皆様にご遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行っていただいた結果、農地に該当しないと判断したことから、議案を提出させていただくものです。

では、資料の18ページをご覧ください。事前通知回答結果表を一覧にして掲載させていただいております。令和4年度の農地利用状況調査で把握をいたしました再生利用が困難な農地、非農地判断の調査対象地として、その農地の所有者に令和5年1月12日に事前通知書を発出しました。その回答結果を⑦の欄に、農地、非農地の判断結果として記載させていただいております。

次に、事前通知回答結果表の24ページ下段をご覧ください。事前通知を行った土地は、286筆、面積、189,449平方メートル、所有者等、164人。そのうち農地と判断した土地は、30筆、面積、18,549平方メートル、所有者等は18人。非農地と判断した土地は、256筆、面積、170,900平方メートル、所有者等が147人で、農地と非農地所有者が1人重複しております。非農地判断とした土地については、いずれの土地も、雑草、灌木類が繁茂している、竹、木が繁茂し、山林、原野化している状態となっております。なお、非農地判断通知の手順に基づき、事務局から今年1月12日に土地所有者に対し遊休農地の非農地判断に係る事前通知書を発出したところ、所有者等から農地として適正に利用するとの意向があつ

た土地については、遊休農地あるいは農地として判断しております。また、農地法第2条第1項の規定に該当しないと判断された場合は、非農地判断の手順に従い、農地所有者等に非農地通知書を発出するとともに、市関連部局である農林振興課、税務課及び法務局に情報提供することとなっております。非農地通知書を発出する際は、法務局での事前協議において地目変更の登記を行うよう促すため、登記申請手順等の案内文書を同封する予定となっております。

以上、ご審議の上、ご承認よろしくお願ひいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

これらは、皆さんが実際現地に入ってチェックされた内容をまとめたものでございます。この件につきましても、農地委員会でもいろいろ協議、検討をしております、農地委員会の西農地委員長さんから、結果報告をお願いしたいと思ひます。

○西委員 失礼します。先ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、最終非農地判定ということで、256筆、170,900平方メートルということになります。各委員さんの担当地区、またよく確認をお願いしたいということでございます。それから、今後また発生しないように、発生は早期に発見していただくようよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の上程により、農地法第2条第1項の規定により、農業委員会として非農地として判断いたします。農地委員会からの報告とさせていただきます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

皆さん方のほうから、何かご質問等ございますか。自分とこの地域が明確に載ってますので、皆さん、今一生懸命見られていると思ひますが。特にございませんか。

それでは、ないようですので、議案第160号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理者からご挨拶いただきます。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後2時14分終了)